

安全データシート

1. 製品及び会社情報

| | |
|---------|---------------------------|
| 製品名 | 富士フィルム感圧紙専用 接着糊 セットオール-II |
| 会社名 | エム・ビー・エス株式会社 |
| 住所 | 〒104-0033 東京都中央区新川 1-24-1 |
| 担当部門 | 技術本部 |
| 電話番号 | 03-5244-9287 |
| ファックス番号 | 03-5542-7771 |
| 整理番号 | 1-01-05-010-00 |

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康に対する有害性

| | |
|------------------|-----|
| 急性毒性(経口) | 区分外 |
| 皮膚腐食性/刺激性 | 区分外 |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 区分外 |

* 危険有害性の大きさ: 区分は数字の小さいほど危険性／有害性が高い。

* 上に記載がない危険有害性は、「分類対象外」または「分類できない」である。

国/地域情報 「15. 適用法令」の項 参照

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

| 成分 | CAS 番号 | 官報公示整理番号 | | | 含有量 (%) |
|-----------|-----------|----------|-----|-----|---------|
| | | 化審法 | 安衛法 | | |
| 水 | 7732-18-5 | --- | --- | --- | 60 - 80 |
| アクリル共重合体 | --- | --- | --- | --- | 20 - 40 |
| アニオン界面活性剤 | --- | --- | --- | --- | 1 - 5 |

※ 原則として1%以上含有する成分を記載しています。

注: 化学物質名称の後の【】の中に以下の情報を記載しています。(記載のない場合は非該当です。)

「PRTR 特 1」は、化学物質管理促進法 特定第一種指定化学物質

「PRTR 1」は同法 第一種指定化学物質

「PRTR 2」は同法 第二種指定化学物質

「安衛通知」は労働安全衛生法の通知対象物を指します。

なお、化学物質管理促進法に該当する物質の場合、同法別表中の政令番号を併記しています。

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

皮膚を流水/シャワーで洗うこと。 刺激が強まつたり続く場合には医師の手当てを受ける。

目に入った場合

水で洗う。 刺激が強まつたり続く場合には医師の手当てを受ける。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。 不快感が続く場合は医師の診察を受ける。

応急措置をする者の保護

救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。

5. 火災時の措置

消火剤

初期消火には炭酸ガス、粉末消火器、泡消火器等を使用する。

使ってはならない消火剤

なし

特有の消火方法

消火作業は、可能な限り風上から行う。 漏出した物質や消火用水等が、河川等に排出されないように配慮する。 関係者以外は速やかに安全な場所に退去させる。

消火を行う者の保護

消火作業では、適切な保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、

作業の際には適切な保護具を着用する。(「8. 暴露防止及び保護措置」の項 参照)

保護具及び緊急時措置

環境に対する注意事項

薬品が河川等に排出されないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法・機材

漏洩した薬品を適切な方法で回収したのち、漏洩箇所を大量の水で洗い流す。

7.取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策
局所排気・全体換気
注意事項
安全取扱い注意事項
保管

皮膚、眼、そして衣服との接触を避ける。取り扱った後、手を洗うこと。
適切な換気がされている場合のみ使用する。
「8. 暴露防止及び保護措置」の項 参照
「10. 安定性及び反応性」の項 参照

適切な保管条件
安全な容器包装材料

日光から遮断すること。容器を密栓しておくこと。
十分な強度を有するプラスチック容器を使用する。

8.ばく露防止及び保護措置

設備対策

保護具

呼吸器の保護具
手の保護具
目の保護具
皮膚及び身体の保護具
適切な衛生対策

換気を十分に行う。近くに水道および洗眼設備を設置する。

適切な呼吸用保護具を着用する。
適切な手袋を着用する。
眼の保護具を使用する。飛散の危険がある場合はフェースシールドを着用する。
適切な保護衣を着用する。
正しい産業衛生と安全規定に従って取扱う。

9.物理的及び化学的性質

外観

形状
色
臭い
pH
融点・凝固点
沸点、初留点と沸騰範囲
引火点
自然発火温度(発火点)
燃焼範囲一下限(%)
燃焼又は爆発範囲一上限
蒸気圧
蒸気密度
比重(相対密度)
密度
溶解度(対水)
n-オクタノール／水分配係数
分解温度

液体
乳白色
かすかな臭気
6.5-8.0 およその値 ; 25°C
データなし
データなし
引火性はない
不燃性水溶液
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
1.03 およその値 ; 25°C
データなし
自由な割合で混和する
データなし
データなし

10.安定性及び反応性

安定性

危険有害反応可能性
避けるべき条件
混触危険物質
危険有害な分解生成物

通常の条件では安定。
強酸と混合すると有害な亜硫酸ガスが発生する懸念がある。
凍結。直射日光を避ける。
強酸。
一酸化炭素、炭酸ガス 硫黄酸化物(亜硫酸ガス等)。

11.有害性情報

| 製品 | 種 | 試験結果 |
|------------------|--|--------------|
| 接着糊 セットオール-II | | |
| 急性 | | |
| 経口 | | |
| LD50 | ラット | > 2000 mg/kg |
| 皮膚腐食性/刺激性 | 無刺激 | |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 僅かな刺激性 | |
| 発がん性 | IARC(国際がん研究機関)のランク[1;2A;2B]物質の有無: 該当物質なし | |

12.環境影響情報

| | |
|---------|------|
| 生体蓄積性 | 情報なし |
| 土壤中の移動性 | 情報なし |
| 他の有害影響 | 情報なし |

13.廃棄上の注意

自社で排水処理装置を所有していない場合は、全量回収の上、産業廃棄物処分業の許可を受けた業者に産業廃棄物管理票(マニフェスト)を添えて処理を委託する。廃棄時に該当する法規【廃棄物処理法:産業廃棄物(廃アルカリ)、水質汚濁防止法:排水基準、下水道法:下水の排除の制限】

14.輸送上の注意

船舶輸送は、危規則の規定による。航空輸送は、IATA 規則の規定による。

-----海上輸送もしくは航空輸送を行う場合は以下の情報を輸送会社にお渡し下さい。-----

国際規制

IMDG

Not regulated as dangerous goods.

IATA

Not regulated as dangerous goods.

15.適用法令

化審法

| | |
|-------------|-------|
| 第一種 特定化学物質: | 該当しない |
| 第二種 特定化学物質: | 該当しない |
| 監視化学物質: | 該当しない |
| 優先評価化学物質: | 該当しない |
| 労働安全衛生法 | |
| 危険性物質 引火性 | 該当しない |
| 危険性物質 引火性ガス | 該当しない |
| 危険性物質 酸化性 | 該当しない |
| 危険性物質 爆発性 | 該当しない |
| 危険性物質 発火性 | 該当しない |
| 有害性物質 発がん性 | 該当しない |
| 特化則 第一類: | 該当しない |
| 特化則 第二類: | 該当しない |
| 特化則 第三類: | 該当しない |
| 有機則 第一種: | 該当しない |
| 有機則 第二種: | 該当しない |
| 有機則 第三種: | 該当しない |
| 通知対象物質: | 該当しない |
| 表示対象物質: | 該当しない |
| その他: | 該当しない |

毒物及び劇物取締法

| | |
|----------------------------|-------|
| 法 特定毒物: | 該当しない |
| 施行令 特定毒物: | 該当しない |
| 法 毒物: | 該当しない |
| 施行令 毒物: | 該当しない |
| 法 劇物: | 該当しない |
| 施行令 劇物: | 該当しない |
| 施行令 32条2興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物: | 該当しない |
| 施行令 32条3発火性又は爆発性のある劇物: | 該当しない |
| 毒物除外: | 該当しない |
| 劇物除外: | 該当しない |

消防法

| | |
|---------------------|-------|
| 第1類 酸化性固体: | 該当しない |
| 第2類 可燃性固体: | 該当しない |
| 第3類 自然発火性物質及び禁水性物質: | 該当しない |
| 第4類 引火性液体: | 該当しない |

| | |
|-------------------|-------|
| 第5類 自己反応性物質: | 該当しない |
| 第6類 酸化性液体: | 該当しない |
| 指定可燃物: | 該当しない |
| 貯蔵量記録: | 該当しない |
| 化学物質管理促進法(PRTR 法) | |
| 特定第一種指定物質 | 該当しない |
| 第一種指定化学物質: | 該当しない |
| 第二種指定化学物質: | 該当しない |
| 船舶安全法 | 該当しない |
| 航空法 | 該当しない |
| 海洋汚染防止法 | 該当しない |
| 高圧ガス保安法 | 該当しない |
| 火薬類取締法 | 該当しない |

16. その他の情報

記載内容は現時点入手できた情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価について完全性を保証するものではありません。危険・有害性の評価は必ずしも充分ではないので、取り扱いには十分注意して下さい。注意事項は当製品についての通常の取り扱いを対象にしたものであって、それ以外については、ご使用者の責任において安全対策を実施の上お取り扱い願います。

作成部門: エム・ビー・エス(株) 技術本部